

西条市農業委員会 令和元年度 第4回総会 議事録

1. 日 時 令和元年7月5日(金) 午後2時00分から午後4時00分
2. 場 所 西条市役所本館 5階大会議室
3. 会議構成員現在総数 農業委員24名 推進委員29名
4. 農業委員 出席者 22名 欠席者 2名 出席率 91.67%
推進委員 出席者 25名 欠席者 4名 出席率 86.21%

○農業委員出席者氏名

会 長	8番	加藤 茂			
会長代理	11番	渡邊 敏昭			
委 員	1番	高橋 悟	9番	長谷川 孝師	17番 青野 武
	2番	明比 典正	10番	一色 司	18番 佐伯 賢造
	3番	徳増靖記	12番	越智 兼正	20番 佐伯 祐介
	4番	加藤 武司	13番	山田 好一	21番 玉井 明
	5番	松本 義之	14番	村上 繁敏	22番 戸田 博明
	6番	白石利恵子	15番	山内 隆	24番 高橋 忠親
	7番	西原 昇	16番	伊藤 健一	

○欠席者氏名

19番 玉井 一男 23番 真鍋 美鈴

○推進委員出席者氏名

委 員	1番	渡辺 春正	11番	栗田 房信	24番	石川 清幸
	2番	石橋 和敏	12番	森田 忠茂	25番	渡部 靖
	3番	一色 達夫	13番	一色 和成	26番	越智 勝邦
	4番	高橋 豊重	14番	稲井 重弘	27番	玉井 隆志
	5番	伊藤 正夫	15番	武田 義臣	28番	桑原 俊樹
	6番	伊藤 龍二	16番	瀬良 隆彦	29番	曾我 敏数
	7番	日野 哲也	17番	垂水 久明	30番	今井 文雄
	9番	岡本 省三	19番	真鍋 幸正		
	10番	安藤 英利	21番	高橋 寿夫		

○欠席者氏名

8番 宮武 恭宏 20番 高橋 正 22番 佐伯 美一 23番 永井 正幸

5. 議案について

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について
- 議案第4号 農地法第5条に係る転用事業計画変更に対する意見の決定について
- 議案第5号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について
- 議案第6号 農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定について
- 議案第7号 農地利用最適化推進委員の委嘱について
- 報告事項 報告承認案件（農地法第18条6項に係る通知等）

6. 農業委員会事務局職員

- 事務局長 日野徳久
- 事務局次長 今宮雅子
- 事務局副主査 渡邊龍也 事務局副主査 越智史郎

7. 議事内容

事務局	ただ今から、令和元年度 第4回西条市農業委員会 総会を開会いたします。
	皆さん、ご起立ください。一同「礼」。ご着席ください。
	はじめに、加藤会長がご挨拶を申し上げます。
会 長	【会長挨拶】
事務局	ありがとうございました。それでは議事に入ります。議事の進行は農業委員会会議規則の規定によりまして会長が行うこととなっておりますので、加藤会長、よろしく願いいたします。
	【会長、議長席に着く】
議 長	それでは、ただ今から、令和元年度 第4回西条市農業委員会 総会を開会いたします。これより先は着座にて議事を進行させていただきますので、よろしく願いいたします。
	【議事録署名人及び書記の指名】
議 長	まずはじめに、議事録署名人の指名をいたします。

徳増 靖記 委員、加藤 武司 委員の両委員にお願いいたします。

なお、欠席届が農業委員さんの19番 玉井一男 委員、23番 真鍋美鈴 委員から出ております。

また、推進委員から8番 宮武恭宏 委員、20番 高橋正 委員、22番 佐伯美一 委員、23番 永井正幸 委員から出ておりますので、ご報告いたします。

ただいまの出席農業委員数は、22名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことを報告いたします。

書記については、事務局の 渡邊、越智の両君にお願いいたします。それでは議事に入ります。

農地法 第3条 関係

議長 議案書、3ページ、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について を議題といたします。

議案内容について、事務局から説明いたします。

事務局 事務局の今宮です。よろしく申し上げます。
失礼して、着座にてご説明させていただきます。
4ページをお願いいたします。

44号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

45号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から贈与を受けようとする申請でございます。

46号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

47号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大ため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

48号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏

から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

49号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

50号は、〇〇の〇〇氏が、借地の購入のため、〇〇の〇〇氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

51号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

52号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

53号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

54号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

55号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

56号は、〇〇の〇〇氏が、小作地解放のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

57号は、〇〇の〇〇氏が、新規就農のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

58号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

59号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

以上、16件、ご審議よろしくお願いたします。

議 長

以上、16件であります。ご意見・ご異議等ございませんか。

まず44号からご意見をお伺いしたいと思いますので、順次、お願いいたします。

地区委員

44号 問題ありません。
45号 問題ありません。
46号 問題ありません。
47号、48号、49号、50号、51号 問題ありません。
52号、53号、54号、55号 問題ありません。
56号 問題ありません。
57号 問題ありません。
58号 問題ありません。
59号 問題ありません。

議長

他に、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同

異議なし。

議長

ありがとうございます。『異議なし』ということですので、以上、16件を原案どおり許可することといたします。

農地法第4条関係

議長

次に、8ページ、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。議案内容を事務局から説明いたします。

事務局

それでは、ご説明させていただきます。

9ページをお願いいたします。

6号は、〇〇の 〇〇 氏が、農業用倉庫を建設しようとする申請でございます。

7号は、〇〇の 〇〇 氏が、賃貸共同住宅を建設しようとする申請でございます。本件には、農地法施行規則により義務付けられている土地改良区の意見書が添付されておりません。その代替として規則で認められている、「改良区の意見を得られない事由を記載した書面」が提出されております。その書面によると、「改良区として異議はないが、月1回の理事会に諮り、その議決を経た後

に意見書を交付する規定となっており、臨時の開催はしない。協議が行われている事実については口頭での回答は可能」とのことであったため、事務局としては土地改良区に問い合わせをし、当該事実を確認したうえで、同時申請中である開発行為許可申請担当課とも調整をしているところであります。なお、議決後には正式な意見書がもらえることになっております。

8号は、〇〇の 〇〇 氏が、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

9号は、〇〇の 株式会社〇〇が、選果作業場兼事務所を建設しようとする申請でございます。本件には、農地法施行規則により義務付けられている土地改良区の意見書が添付されておりません。その代替として規則で認められている、「改良区の意見を得られない事由を記載した書面」が提出されております。その書面によると、平成28年6月に株式会社〇〇が田から畑に盛土をして形質変更するにあたり提出のあった「農地原形変更届出書」のなかで、「届け出後は、誓約事項を遵守し、今後転用等の計画がないことを申し添えます。」とあり、「今回の転用事業を認めるわけにはいかない」とのことです。事務局では、一切の転用事業がないこと誓約しているのではなく、県が短期転用として禁じている取得後3年間は耕作をするということであり、法的にはやむを得ないと考えております。

以上、4件、ご審議よろしく願いいたします。

議 長 以上、4件についてご審議をいただきたいと思いますが、まず6号から、地元の委員からご意見等、ご報告をいただきたいと思っております。

地区委員 6号、問題ございません。
7号、問題ございません。
8号、問題ございません。

議 長 9号について、地元の意見を。

〇〇推進委員 先ほど事務局からの説明がありましたように、今回は土地改良区に対しては、申請は出ておりません。当初出たのは今年の3月で、委員の皆さんにご協力いただき、ご審議いただいた経緯もあります。ここに用紙もありますが、株式会社〇〇自身が誓約を書いて、それを守らせることができないということが第一の大きな原因になるかと思えます。したがって、私どももあまり詳しいことはわかりませんが、このように書いた文書と言葉との違い、それをどのように処理していくか、これは農業委員としての責任もあるし、農業委員会としても責任があるのではないかと。ひとつの行政の中にあって、土地改良区と農業委員会、互いに手を取り合って地域の農業の発展に努めるのが妥当だと思うんです。ちぐはぐなことでは前向いて進まない。

それともう一点は、この用地はJRの〇〇駅の近くで、子どもたちの通学路にもなっている。その西側が用地になっていて、その端に民家があります。法律的には問題がなくても、地域のことですから、少しはだんだん村も配慮をしてもらいたいと思います。

職務代理 同じ案件でありますので、〇〇委員と事務局と重複するところがありますがご了承願います。

この申請地は3年前に、水田から畑にするため、大量の土砂を入れる前に農地原形変更届書を出しています。その内容は、「農地として利用し、耕作以外の用途には使用しません。また、今後も農地転用などの計画がないことを申し添えます。」と書かれております、その内容を理解し、当時の地元の農業委員、また土地改良区の理事長は快く承諾しています。このことで、土地改良区は3年ぐらいで転用して、選果場と事務所を建てることは完全に早すぎると猛反対をしております。農地法第51条で、「許可を受けないで農地転用をした場合は、県は工事の中止、原状回復を命じる」ことができます。現状は土砂を大量に投入した後、4分の1ぐらいは駐車場として無断転用しており、まだコンクリートやアスファルトで固めておらず、すぐに農地として復元できる状態であるため、7月1日に事務局にお願いしたところ、あくる日の7月2日に「農地として復元します」との回答を得てくれました。このことに関しまして、関係者と何度も協議を重ねてきました。その結果、第3種農地ですから、法的には何の問題もなく認めざるを得ません。土地改良区が反対をしておりましても異義ありません。以上です。

議長 今回の9号に関しまして、事務局のほうから補足があれば。

先ほど出てきました、4つの議案に関しまして、そのほかにご意見があればお聞きしますが、ございませんか。

先ほど〇〇委員、〇〇職務代理から報告がございましたように、この9号に関しましては、現地も見て協議もさせてもらいましたが、文書として公的に違反するものがない。いつもこれで我々もどうすることもできない部分もあるんですが、ひとつにはやはり、違反になっているものは是正してもらって前に進めないと、このままでいくと、たちごっこでどうにもならない。現在違反になっているものを解消してもらって進めてもらわないと、改良区も返事が難しいだろうと。関係書類が揃っている以上は、保留というわけにもいかないで、本日総会にかけております。やむを得ない意見や、これはいかんという人もいるかと思いますが、意見聴取したいと思いません。

どなたでも構いません、何かご意見ございませんか。

〇〇委員　これは、隣接地の土を入れているところを元に戻すのですか。それは必ず実施できるのですか。

議　長　先日、事務局に現地へ行ってもらって、一応は誓約書ではないけど、文書はもらっております。もともと農地の部分が無断転用して駐車場になっている部分を農地に返すということで誓約はもらっております。

〇〇委員　日にちとか、期限は決めないのですか。

事務局　直ちに対応することは難しいので、許可が下り次第、隣の土地に置けるようになったら、原状回復いたしますとのことです。スケジュール的に一番早くて、7月末から8月上旬になるのかなと思います。

〇〇推進委員　ちょっと食い違いがあるような気がします。28年6月22日に一番初めの誓約を交わしていますが、出されている文面との違いが多すぎる。地元との摩擦は避けたいが、一方的に、担当者が法律的に問題なしと言ってくるが、地域とはそういうものではない。

〇〇委員　3年前に、今後開発はしませんという文言をつけているということですが、事務局は、その3年間というのは、3年前に書類が提出されたときからという認識ですか。3年たったら、再開発はかまわないという認識ですか。

- 事務局 皆様ご存じのように、県のほうでは農地の権利移動の場合、3年3作については耕作する暗黙のルールがあり、それと同じようなかたちで、誓約書が出てから3年たてば、形状変更してもやむを得ないであろうと、そういう見解でございます。
- 〇〇委員 以前、〇〇の〇〇の件がありましたが、基本的に3年3作さえあれば、農業委員会の手から離れるというか、仕方がないという認識でよろしいのでしょうか。今回のように企業が農地から畑に変え、畑から事業ができるような建物を建てる、このようなことはどこでも起こりうることであるんですが、事務局や我々の認識として、3年3作さえあれば、あとは何が起こっても仕方がないという認識でないといけないのでしょうか。
- 議 長 3年3作は慣例として目安としていることは業者側にもある。
- 〇〇委員 判断基準として、そういう文書がでてきたら、3年3作が目安として、それを受け取る地元の改良区等は、できれば具体的な数字を入れてもらうというようなことで対応しないといけないという解釈ですね。
- 議 長 他にご意見ございませんか。
- 事務局 今回の問題の発端は、形状変更の誓約書の中に、今後一切転用いたしませんという文言が入っていることからきたことで、本来から行けば、継続して耕作していただくべきところ、一部を埋め立てて農耕用車両を置いていたために、地元には不信感を与えたということでございます。明確的に、3年3作という文言を記入するというのはどうかと思いますが、慣例からいきますと、少なくとも3年3作はやっていただかないといけない、というところであったと思います。
- 議 長 他にございませんか。
- 〇〇推進委員 原状復帰後、確認してからの許可ということで、今回保留ということではできないでしょうか。
- 〇〇推進委員 いろいろあるが、致し方ないと思う。

議 長 確約書を入れてくれているので、間違いないと思うが。

事務局 確約書をいただいておりますので、約束いただいたということで、県の方へ上げざるを得ないと思います。

議 長 この件に関しまして、いかがいたしましょうか。

〇〇委員 確約書も出ているし、地区の農業委員さんと推進委員、この2人が一番強い考え方を持っていると思いますので、これに同調するしかないと思います。現地も確認して一番よく把握しておられるので、お2人の判断を重要視するのが大事だと思います。

議 長 地元の意見重視ということで進めるということによろしいですか。

もう一回地元の委員さんの意見を聞いてみて、ということにしたいと思います。

職務代理 確約書の件、信用できると思っています。いろいろ問題はありますが認めざるを得ません。異議ありません。

〇〇推進委員 私も同様です。

議 長 地元の両委員からはこのような意見が出ております。今後は、地元の委員さんにその都度現場を重視して監視していただいて、不都合があれば会に諮るということで、今回は承認することによろしいでしょうか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。『異議なし』ということでありますので、以上、4件を、原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。ありがとうございました。

農地法第5条関係

議 長 次に、10ページ、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。議案内容を事務局から説明いたします。

それでは、ご説明させていただきます。

11 ページをお願いいたします。

55号は、〇〇の 〇〇氏が、〇〇の 〇〇氏から、所有権移転を受け、露天駐車場に転用しようとする申請でございます。

56号は、〇〇の 株式会社〇〇が、〇〇の 〇〇氏から、所有権移転を受け、建売住宅を建設しようとする申請でございます。

57号は、〇〇の 〇〇氏が、〇〇の 〇〇氏から所有権移転を受け、店舗を建設しようとする申請でございます。

58号は、〇〇の 〇〇氏が、〇〇の 〇〇氏から使用貸借権設定を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

59号は、〇〇の 〇〇株式会社が、 〇〇の 〇〇氏から、所有権移転を受け、宅地分譲をしようとする申請でございます。

60号は、〇〇の 〇〇氏が、〇〇の 〇〇氏から、使用貸借権設定を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

61号は、〇〇の 〇〇氏が、〇〇の 〇〇氏から、使用貸借権の設定を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

62号は、〇〇の 〇〇氏が、〇〇の 〇〇氏から、使用貸借権設定を受け、敷地拡張をしようとする申請でございます。

本件は、譲渡人が居宅を新築した時からその一部が申請地に越境しており、「農地法違反を反省するとともに、今後は、関係法令を遵守して違反のない計画を実施していく」旨の始末書が提出されております。

63号は、〇〇の 〇〇氏が、〇〇の 〇〇氏から 所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

64号は、〇〇の 〇〇氏が、〇〇の 〇〇氏から 所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

65号は、〇〇の 株式会社〇〇が、〇〇の 〇〇氏から、所有権移転を受け、建売住宅及び駐車場を建設しようとする申請でございます。

66号は、〇〇の 〇〇 氏 が、〇〇の 〇〇 氏から、使用貸借権設定を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

67号は、〇〇の 〇〇 氏 が、〇〇の 〇〇 氏から、所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

68号及び69号は、〇〇の 合同会社〇〇 が、〇〇の 〇〇 氏外2名 及び 〇〇の 〇〇 氏外4名 から、所有権移転を受け、太陽光発電施設を建設しようとする申請でございます。

本件は、規模が大きく、住宅街に隣接していることから、事業主に対し隣接土地所有者の同意の有無を質したところ、現在その作業中であるとのことでありました。

ただし、「臨戸訪問や現地説明会等で当該事業の説明を行い、その経過を西条市農業委員会へ報告するとともに、関係者と協調し事業を進めていく」旨の誓約書が提出されており、事務局としては関係部局と情報を共有し、農地法の範囲内とはなりますが、対応をしていく必要があると考えております。

以上15件、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長

以上、15件であります。ご意見・ご異議等ございませんか。55号から地元の委員さん、順次お願いいたします。

地区委員

55号、56号 問題ありません。

57号、58号 問題ありません。

〇〇委員

59号、問題ありませんが、それより前に出た案件で始末書を2回出したのがあるが、その後何もしていない。(今回と同じ業者が残土をのけない。) こういうのも、何とかしてもらえないのか。

議 長

〇〇地区の〇〇に関してのことですか。59号以外のことですか。

事務局

先月の案件であると思いますが、土砂置き場に無断転用されている案件があって、それをしたのは株式会社〇〇ではなくて所有者側なんです。おそらく、〇〇は買ったところなのでそこまで対応してないのだと思われそうですが、そういったご意見があるということは伝えておきます。

議 長

それは、事務局のほうで指導をお願いして。

	59号に関しては問題ないですか。
〇〇委員	問題ありません。
議 長	それでは、次、60号から。
地区委員	60号、問題ありません。 61号、62号、問題ありません。 63号、問題ありません。 64号、問題ありません。 65号、問題ありません。 66号、問題ありません。 67号、問題ありません。
〇〇委員	68号、69号、についてちょっと。 (太陽光パネルの案件について) この話は唐突に出てきて、法的には何ら問題ないらしいのですが、事業者自体が、近隣の住民や耕作者に何も言わずに進んでいるようで、事務局にも相談し、説明をお願いしたところですが、農地の耕作者からは、航空法でヘリ防除ができなくなったらどうするのか、とか、消毒がパネルに飛散しても文句を言わないのか、とか、隣接住民からは、騒音やまぶしさはないのかとか、苦情が出ている。雨水の排水対策とか、いろいろ問題がありますので、住民に説明をして、同意を得てから実施してほしい。そしてまた、〇〇の業者であり、維持管理等こまめにできるのか、また、会社自体も合同会社という、最近でてきた会社で、定款の認証も不要で、決算公表の義務もない、企業としては不信感があり、あまり信用がない。太陽光発電で実績があるのかわからないし、会社のパンフレットも何もない。一人でもできる会社のように、設立費用も株式会社比べて安い。会社の状況もわからない状況で、途中で倒産しないのか。これは近隣住民の同意を得てからでないと、私としては、問題なしとは言えません。
議 長	はい、わかりました。この68号、69号について、事務局のほうから補足的説明をしていただけたらと思います。
事務局	〇〇委員から以前お話をいただいた際に質問を受けた件を補足しますと、雑草であるとか、設備の補修に関しては、〇〇の系列会社に委託予定ということで具体的には決まっていないと聞いています。

議 長 この件について、地元の〇〇委員が相談した件はこれとはまた別ですか。

〇〇推進委員 もう1件これと同じ会社で、今回は案件に出てないですが、営農型で、〇〇公園の北側に〇〇牧場が飼料を作って営農型をやるということで、昨日も〇〇さんから電話がかかってきて、案件が提出されなくなったと。それは営農の形態が牧草だから、ということです。牧草が8割採れたか採れないかといっても、自家消費なので確認が難しいのだが、〇〇さんはできると思うと。ソーラーとソーラーの間は2～3メートルぐらい空くので、光には問題ないと。ソルゴはたくさん光がいるが、冬型のイタリアンは、そこまで光がなくても斜めから入る光で成長できる。ここで、1年中作物を作り続けなければいけないのか、冬だけでもよいのかによっても、営農型の「営農」というところが違ってくるので、下に作るものの基準みたいなものを、みなさんのご意見を伺いたいと思います。

議 長 愛媛県の許可で一番早かったのは桜で、あとはシキミくらいで、あとの作物は実例がないので、一般作物の7割から8割の収量の保証が必要ということになると、そこらの基準データがあればわかるけど、ないので作物指定で言うと難しい部分になってくると思う。

〇〇推進委員 今までそこで飼料を作っていた人が営農型である場合、データがないのでいけませんというのか、やってみましょうかというのか。

議 長 ある程度、確立した作目が出ているので、その中で選定したものを選ぶか
実例としてある品目を出してみるしかない。

〇〇推進委員 耕作者本人としてはやりたいという要望があるので。

議 長 県と協議してもらってからでないと、作物指定は難しい。

〇〇推進委員 飼料がどこまで通るか。市場や農協に出荷していれば数量がわかるが、牧草は自分のところで消費しているので、今までのデータがない。

議 長 営農型で出してくる場合は、当事者がそれまでに県と協議して、データも

下調べしておかないと。

〇〇委員さんから質問のあった、人家に近いところは何メートル以上離さないというのがありましたか。

事務局 上島町で、人家から30メートル以内を規制しようとしたが、それは事業者や土地の所有者に対して負担がかかりすぎるので、メーターについての規制を取り払われた形で条例制定されました。

〇〇委員 68号については、集落の中心にあって、近所の田んぼも青地の一種農地で、家なんか建たない、ここは家が建つ唯一のところで、こんなところに太陽光パネルなんかするべきではない。今後も問題になると思うが、農業委員会が議会に働きかけて条例を作って、人家の近くには設置しない等。条例を作ってもらったらいいのではないですか。

法律に通ってもモラルには欠ける、という事例もある。

説明して同意を得たうえで許可を出すようにしていただきたい。

議長 68号、69号について、隣接農地に影響があるというのであれば保留できる場合もあるが。

〇〇委員 ヘリコプター消毒をしていますが、航空法でできるかどうかというのはわかりませんが、飛べなくなるのではないかという人もいます。69号の方は団地もある。日照の問題、音もするらしいので、具体的な事業計画の説明をして同意を得ていただきたい。企業には社会的説明責任を果たしてほしい。

議長 地元からああいう意見もあったがどうか。

事務局 一般的に宅地で太陽光をする場合にはもともとすぐできるので、地元の説明会とか近隣の方の同意は先にやらないといけないと思うが、私どもが行う農地転用は、許可が出てからでないと動けない。地元の同意が取れてから許可を下すというのは順番的に難しいのではないかと。ただ、県内で上島町が唯一、事業計画を立てるときに地元の同意を得なければいけないということを条例にうたい込んでおります。また、地元で説明会をした結果を、後で町のほうへ報告いただくというようなことになっておりますので、そういった規制がない限りは、同意が取れてないからと言って規制をかけるのはなかなか難しいと考えます。

- 〇〇委員 末端の農業委員としては、どのような設計図に基づいてやるのか、住民の同意はどうなっているのか、騒音の問題、十分内容がわからないのに農業委員として転用の許可を出すのですか。状況がわからないまま許可は出せないと思うのですが。
- 〇〇委員 事業計画や住民説明会や農業委員会申請などの日程表でもあればわかりますが、そのようなものはないのですか。会社のパンフレットとか実績がわかるものはないのですか。
- 事務局 図面上にはパネルの配置図、平面図、断面図などがついております。これは扱いが「発電所」ということになりますので、フェンスで囲った中で営業するということになります。会社の信用性ということですが、こちらは経済産業省のほうで認可を受けた分でございますので、そこまでは突っ込みを入れるのは難しいかと思えます。
- 〇〇委員 困うということで、集会所のすぐ隣なんですけど、子どもが遊んでいてボールが入ったらとれるのか、というような質問もあります。
- 事務局 業者の敷地内ですので入ってボールを取ることはかないませんし、発電所で感電の恐れもあります。補足でご説明申し上げますが、平成31年3月の市議会定例会で、青野貴司議員から、産業用太陽光発電設備について質問がございました。これに対して市の方が答えているうちの抜粋をご説明申し上げます。市内で、平成31年3月末現在、10キロワット以上の太陽光発電設備、平成30年9月末時点で導入件数1069件ということでございます。近隣住民によりまず苦情相談の対応ですが、平成24年7月に、再生可能エネルギーの固定価格買取制度が開始されたことがきっかけで、本市においても設置件数が増加していると。これまで市民からの苦情相談4件、内容は、生活環境への影響や大規模な開発についてであり、市は個別に対応している。事業者からの問い合わせで、太陽光発電設備の事業計画を把握した場合には、地域住民への十分な周知や説明をするよう働きかけている。また、設置を規制する条例の制定に対する考え方についても市は回答しており、全国では都道府県と自治体が地域の実情を踏まえ、開发行為、景観保全、防災対策、自然環境保全などの視点から条例制定をはじめ、規制に取り組んでいる事例もあると。越智郡上島町においては、地域の実情を踏まえた早急な対応を図るための条例制定に至ったと伺っておりまして、地域の実情が異なる本市においては、現在のところ条例制定の必要性はないという判断でございます。なお、これら、全国の事例については、条例

の実効性など多方面から検証を行う必要があると考えており、今後、国や県など他団体の動向を注視してまいりたい、ということで締めくくっております。県内の条例については、上島町以降は特に無いというふうに聞いております。

議長 先ほどの〇〇委員からの質問に対しては事務局から回答がありましたが、太陽光発電設備に関しては今までも大規模に関わってきた事例があり、これからもまだ出て来ることが危惧されるが、行政にも農業委員会から意見書として出してみてもどうかと考えております。地元の委員さんからの意見、事務局からの見解で、この太陽光に関して、68、69号に関してはどのようにいたしましょうか。地元としては保留をとということですね。

〇〇委員 地元の同意を得てからにしてほしいということです。実際にやってくれるかどうか保証がないですから。

〇〇委員 地権者の方の意見はどうですか。

〇〇委員 普段より相場が倍くらいで買ってくれるので同意です。何も言いませんよね。
隣の人が怒っているということです。

事務局 上島町のように条例で地元の同意が必要であるという縛りがないので、近隣の農地に悪影響がないということが判定の基準になろうかなと思います。

〇〇委員 今回は業者が同意を取るといっているでしょう。同意を取ってからではいけませんか。

事務局 ただ、隣が農転のいない住宅地の真ん中に建てるのなら同意はいらないけど、農転の許可の付帯条件で同意がいるのか、となると、なかなか厳しいものがありますが、誓約書ということになっていただいておりますのが、「この度下記により、農地法第5条第1項に規定する農地転用の許可申請をするにあたり、申請地の隣接土地所有者の同意については、現在、事業の説明及び意向確認のための作業を進めております。今後も引き続き、臨戸訪問や現地説明会等で当該事業の説明を行い、その経過を西条市農業委員会へ報告するとともに関係者と協調し事業を進めていくことを誓約いたします」というような文書を書かせて、私どもで受け

取っております。なお、宛先については愛媛県知事と西条市農業委員会の会長連名宛に出させていただきます。

〇〇委員 事業計画自体は進めていても、農業委員会へ上げるまでに住民の同意は得ておかなければいけないんじゃないですか。農業委員会は追認機関でしかなくなっている。

〇〇委員 これは、保留でどうでしょうか。

事務局 太陽光をやることで災害が起きたり、ということで以前、玉之江の件で保留にしたことがあったと思いますが、結局、県の段階で支障なしということで許可がおりたということがありますが、保留扱いにしたとしてもその他の分の書類が整っている以上は受理せざるを得ないと考えております。

議長 〇〇の件でも、県は農地が対象ということで判断した。農業委員会は農地に関しての審議しかできないので、今回も隣接農地がそれによって収量が減るなどの弊害が出るかどうか、というところしか判断できないところがある。

みなさんが言われることはよくわかりますが、致し方ないところである。

いかがいたしましょうか。

〇〇委員 耕作者の同意を得る努力をします、ということであれば、今月末までに期限を切って、同意を得てもらうことはできないのか。

事務局 付帯条件付きで了解ということはできると思います。読み上げた意見書は県にもまいりますので、これを手元において審議しますので、これが守られるという付帯条件付きで、皆さんに同意してもらうということで。

〇〇委員 それは、誓約書ですか。業者から出されているのは。その中に、同意を得るということが書かれている。

事務局 はい。

〇〇委員 同意ではないんですか。とったうえで、ですか。同意をする努力をする、ですか。

- 事務局 「今後も引き続き、臨戸訪問や現地説明会等で当該事業の説明を行い、その経過を西条市農業委員会へ報告するとともに関係者と協調し事業を進めていくことを誓約いたします」とあります。
- 〇〇委員 さっき同意という言葉がなかったですか。
- 事務局 「申請地の隣接土地所有者の同意については、現在、事業の説明及び意向確認のための作業を進めております。」ということで、いつやるとかいうことは、この文面中では読み取ることはできません。
- 〇〇委員 その文面の中から、そういう努力をします、ということで、同意を取ったのちに、とかいうことではないので、そのあたりははっきりしておいたほうがよいのではないかと。書いてあるけれども、必ずします、か、やってみます、なのか。農業委員会で条件を付けることができるのなら、地元説明会、そのうえで同意を取ってからにしてください、ということで付帯をつけるということになるんじゃないでしょうか。
- 事務局 地元の同意でマルがもらえるかどうか、それは話してみないとわからないが、地元からはこういう意見が出ました、ということは農業委員会に報告はいただけるということです。あくまで、相手方の誠意を見せましたよ、ということにしかならないだけです。
- 議 長 付帯決議につきましては、日程的なものと、周辺の同意を得るということで。
- 事務局 同意は法定のものではなく、あくまで相手方の誠意を見せてもらうために私どもが要求したもので、法的拘束力はありません。仮に条例を作ったとしても、これに遡っての適用はございません。
- 〇〇推進委員 20年か30年たってパネルが使い物にならなくなったときに廃棄しないといけないが、企業は利益だけ取ったら終わり、県にでも言って条例にでもしないと、将来的にはそういう問題が起きて来るということを知っておかなければいけない。
- 事務局 そのあたりにつきましては、現在は撤去費用も入れて資金計画、事業計画を出してもらっている。ただ、今までの分については、契約によって土地所有者が撤去するということになっているものもあるかもしれない。

- 議 長 これ、いかがいたしましょうか。とりあえずは、意見書を添付してということでさせてもらったらと思いますが。
 これに対して、他にご意見ございませんか。
 農業委員さんで、保留にしたらいいいという人、手を挙げてみてください。それ以外は、意見書で賛成ということで。
- 事務局 22名中13名です。
- 議 長 ○○さん、地元としては、話し合いだけ進めてもらったらよいということですか。
- 委員 そうですよ。同意さえ取ってくれば問題ないですよ。その時にそれぞれ意見を言うでしょうから、対応してくればよいので。
- 議 長 ちょっと、時間が経過しておりますので5分だけ休憩します。

 (5分間休憩)
- 議 長 それでは再開いたします。
 本日の総会、大変長時間にわたっておりますが、68号、69号についての事務局サイドの見解と○○の件も含めまして、事務局側の意見を述べますのでよろしくお願いいたします。
- 事務局 ○○の件を踏まえまして、私どもで検討いたしましたところ、結局これを保留にしても、審議するためには次、何がいるかということになるかと思えます。基本的には法的に必要な書類とされていない誓約書によって、本来からいけば環境面での説明会ということになるかと思えます。農業委員会といたしましては、あくまで隣接の農地に悪影響があるというようなところでしか判断のしようがないかと思えます。当然、皆様方、○○の件でご審議いただいたように、結局、これを止めたことによって、日々の損害金が発生いたしますので、その辺を踏まえると、これを保留にということではなかなか難しいかと思えます。事務局といたしましては、付帯の意見書をつけて県へ提出するというを考えております。以上です。
- 議 長 ありがとうございます。
 先ほど局長の方から、我々の意見を出してもらいました。先ほど言いましたように、この同意につきましては、付帯的な決議を、我々

からも業者に指導なりお願いをして、極力、地元の同意をとってくれというようなお願いしかできませんが、それを踏まえて今回はこれを許可させてもらいたい。多分これをこのまま県に上げて同じような考えで、県からは同じような回答しか返ってきません。皆さんに同意を得ると言ったら、業者がどこまで地元で誠意をもって対応してくれるか、くらいしかないので、そこらは我々と事務局との意見として、業者側に強く申し入れをしたいと思っております。そういうことで、できれば賛同してもらいたい、先ほど半数の人が今回は不賛同ということでありましたが、局長の意見も踏まえまして、こういった流れで賛同していただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。行政の方にも我々から陳情なりお願いをして関心を持ってもらいたいと考えておりますので、いかがでしょうか。

〇〇さん、どうでしょうか。

〇〇委員 局長と会長がそこまで言うのであれば、やかましい付帯の意見書を付けてお願いして了解するしかないですね。

議長 できればそうしていただけるとありがたい。かまいませんか。

委員一同 「はい」

〇〇委員 先ほど村上さんが言われていたように、今までヘリ防除ができていたのに、太陽光発電ができてヘリ防除ができないというのでは困るので、今までしていたヘリ防除ができるように付帯書の中へ入れてほしい。

〇〇推進委員 それは無理です。ソーラーパネルの近くは飛んだらいかんということが航空法で禁止になった。

それは、国がソーラーの近くを飛んだらいけないという。落ちたらいけないので。

〇〇委員 県の農業委員会に、そういうこともあるということを伝えてください。

議長 出てきた問題点は話しておきます。
他にありませんか。

委員一同 「なし」

議長 ありがとうございます。
以上15件について、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。『異議なし』ということですので、
以上、15件を、原案どおり承認することとし、知事に進達いた
します。

転用事業計画変更関係

議長 次に、15ページ、議案第4号、農地法第5条にかかる転用事業
計画変更に対する意見の決定について、を議題といたします。
議案内容を、事務局から説明いたします。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。
16ページをお願いいたします。

3号・4号は、〇〇の 〇〇株式会社 が、〇〇の 〇〇 氏から、
所有権移転を受けて建売住宅を5棟建設するものとして、平成2
3年3月の農地部会にてご審議いただき、進達・許可された案件
で3棟は既に完成しておりますが、残りの2棟分の土地について、
内容を変更して〇〇氏外1名が事務所併用住宅を建設すること
で、〇〇株式会社分については事業規模を縮小しようとするもの
です。

本件は、農地法の手続きが完了する前に〇〇氏外1名に所有権移
転されている状態であり、〇〇株式会社からは「農地法違反を反省
するとともに、今後はこのようなことのないよう万全の注意をする」
旨の始末書が提出されております。

以上、2件、ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。以上、2件であります。ご意見・
ご異議等ございませんか。

〇〇委員 この2件は、わかっている事務所と居所を建てるんですが、違反の上に違反をするような、始末書を書いたうえでしておりますが、このような案件はちょっとおかしいなという気がして、事務局へ行きましたら、事務局も困っているのだと。

新居浜市あたりは、転用前に戻させると、極端な話では、家が建っていても壊して元に戻させるということなんですが、西条市は新居浜市みたいな強い措置ができないものではないでしょうか。この申請が出ているのに工事は今も続いてやっている状態です。憶測ではいけませんが、10月から消費税が上がるので、それで急いでいるのかなと。なんとなくおかしいなと思い、意見を述べさせてもらいました。

議 長 罰則規定的なものは、どの程度までできるんですかね。

事務局 〇〇委員さんが言われるように、建設工事に着手している状況なんですが、それに先立って、建築確認が出てきて、その情報提供ということで、農業委員会にも書類が回ってきました。その時に、申請代理人からは、この変更申請の相談を受けていましたので、県からの承認が得てからにしてほしいということで、担当課の方には回答しました。ただ、建築確認の担当課としては、あくまで農地法は関係法令ではない、という解釈ですので、その判断に従って建築確認が下りていますので、それで工事に着手しているという状況です。こちらとしては、苦渋の状態というか。

議 長 指導は書面だけしかないのか。

事務局 現時点ではそれくらいしかない。

7月に宅建協会主催の総会があり、農地法の関係で県の担当者が話をするということですので、こういったことが起こらないように、指導してもらおうようにお願いしようと考えております。

議 長 〇〇さん、今後、勉強会もあるようなので、ある程度理解もできるようになると思うので。よろしいか。

〇〇委員 はい。

新居浜は要項ができるのに、西条はできない、そこはどうなのか。
農業委員にしても書類にしても、何年も経ったら忘れられて掘り返されないという憶測があるんですよね。多分ないとは思いますが。

議 長	<p>またその辺も勉強させていただきます。</p> <p>他に、ご意見・ご異議ございませんか。</p>
委員一同	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。『異議なし』ということでありますので、以上2件を、原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。</p> <p>農用地利用集積計画に対する意見の決定について</p>
議 長	<p>次に、18ページ、議案第5号、農用地利用集積計画について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容を事務局から説明いたします。</p>
事務局	<p>それでは、ご説明させていただきます。</p> <p>件数が多いため、各筆ごとの説明は省略させていただきますが、いずれも申出書を確認し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしておりますことを、ご報告いたします。</p> <p>詳細につきましては、議案書21ページから37ページとなっております。</p> <p>農業経営基盤強化促進法による利用権設定等の件数は、105件、面積は、24万9,072.00㎡となっております。</p> <p>また、所有権移転は、6件、面積は、10,019.00㎡となっております。以上でございます。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。以上、事務局が説明した内容でございますが、よろしくご審議お願いいたします。</p> <p>ご意見・ご異議等ございませんでしょうか。</p>
委員一同	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。『異議なし』ということでありますので、以上、原案どおり承認することとし、市長に回答いたします。</p> <p>農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定について</p>
議 長	<p>次に、38ページ、議案第6号、農用地利用配分計画（案）について を議題といたします。議案内容を事務局から説明いたします。</p>

事務局 それでは、ご説明させていただきます。
40ページをお願いいたします。
〇〇の農事組合法人〇〇生産組合 が、中間管理機構から〇〇の農地2筆を、借り受ける申請でございます。
なお、本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の各要件を満たしておりますことを申し添えておきます。
以上でございます。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 以上のような内容ですが、委員の皆さんからご意見はございませんか。

委員一同 異議なし

議長 ありがとうございます。『異議なし』ということですので以上原案どおり承認することとし、市長に回答いたします。

【農地利用最適化推進委員の委嘱について】

議長 次に、41ページ、議案第7号、農地利用最適化推進委員の委嘱について を議題といたします。議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 それでは、議案第7号の候補者についてご説明いたします。
〇〇氏は、現在65歳、〇〇にお住まいで農業に従事されており、認定農業者で、平成22年からは〇〇土地改良区の理事にも就任しております。
以上のようなことから、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する推進委員として決定し、委嘱しようとするものであります。
以上のような内容ですが、よろしくご審議をお願いいたします。

議長 委員の皆さん、何かありましたらお願いします。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。「異議なし」ということでありますので、以上、原案どおり承認することといたします。

【報告承認案件】

- 議長 次に43ページ、報告承認案件について を事務局から説明いたします。
- 事務局 それでは、ご報告させていただきます。
令和元年5月16日から、令和元年6月15日までの受付期間中に、農地法第18条第6項、解約通知 を 19件、受理いたしております。
また、農地バンクへの農地登録を1件、農地バンクへの利用登録を1件、それぞれ受理いたしております。ご了承をお願いいたします。
- 議長 ただ今、報告・承認案件について事務局より報告がありました、全体の中で、何かご意見・ご異議等ございませんでしょうか。
- 委員一同 異議なし。
- 議長 はい。無いようでございますので、以上で、報告・承認案件を終了いたします。
以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました、本日出てきました内容につきましては、県の会でも報告したいと思いますので、ご了承願いたいと思います。
本日は長時間にわたりましてご審議をありがとうございました。
以上をもちまして本日の総会を閉じます。

8. 議案結果

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	原案承認
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第4号	農地法第5条に係る転用事業計画変更に対する意見の決定について	原案承認
議案第5号	農用地利用集積計画に対する意見の決定について	原案承認

議案第 6 号 農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定について 原案承認

議案第 7 号 農地利用最適化推進委員の委嘱について 原案承認

9. 閉会の日時

令和元年 7 月 5 日 午後 4 時 0 0 分